

<問題 1 >

AからCのうち、外国のメーカーに該非判定に必要な内容を確認する際、どの国際輸出管理レジームの英文を参考に確認をしたら良いか、下線部分が正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦の貿易会社Xは、英国のメーカーYより、輸出令別表第1の4の項に関連する貨物を購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の4の項は、MTCRの規制なので、同サイトにある英文で事前にメーカーYにスペックを確認する。
- B 本邦の貿易会社Xは、英国のメーカーYより、輸出令別表第1の3の2の項に関連する貨物を購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の3の2の項は、オーストラリア・グループ（AG）の規制なので、同サイトにある英文で事前にメーカーYにスペックを確認する。
- C 本邦の貿易会社Xは、英国のメーカーYより、輸出令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物（以下「告示貨物」という。）に関連する貨物を購入し、海外で販売する予定である。この場合、告示貨物は、オーストラリア・グループ（AG）の規制なので、同サイトにある英文で事前にメーカーYにスペックを確認する。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

＜問題2＞

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦のメーカーXが、米国にある大学Yに外為令別表の9の項(1)に該当するプログラム(総価額90万円)を郵送する場合、少額特例が適用できるので役務取引許可は不要である。
- B 本邦のメーカーXが、米国にある大学Yに輸出令別表第1の1の項(1)に該当する救命銃(総価額50万円)を郵送する場合、少額特例が適用できるので輸出許可は不要である。
- C 本邦のメーカーXが、米国にあるメーカーYに輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路(総価額90万円)を郵送する場合、用途が通常兵器の製造であっても、少額特例は適用できる。なお、輸出令別表第1の7の項(1)は告示貨物ではない。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

＜問題3＞

本邦にあるメーカーXは、来月、以下の条件の半導体製造装置1セットをタイにあるメーカーYに輸出する予定である。この場合、メーカーXは、どのような対応をしたらよいか適切な説明を1つ選びなさい。

（条件）

- ①半導体製造装置は、輸出令別表第1の7の項（16）に該当する。
- ②半導体製造装置の初期製造時の市場価格は、400万円である。
- ③輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置 α は、生産管理用で半導体製造装置内に1セット正当に組み込まれている。暗号通信装置 α は、半導体製造装置の初期製造時にメーカーから1セット50万円で購入した。なお、輸出令別表第1の9の項（7）は、告示貨物ではない。
- ④タイにあるメーカーYの用途はスマートフォン用のIC製造である。

- 1. 半導体製造装置内の暗号通信装置 α について、運用通達の10%ルールは適用できないので、輸出許可が必要である。半導体製造装置についても輸出許可が必要である。
- 2. 半導体製造装置内の暗号通信装置 α について、運用通達の10%ルールは適用できるが、半導体製造装置は、輸出許可が必要である。
- 3. 半導体製造装置内の暗号通信装置 α について、運用通達の10%ルールは適用できないが、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。半導体製造装置については、輸出許可が必要である。

<問題4>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 輸出者等遵守基準を定める省令（遵守基準省令）では、「輸出関連書類等を貨物の輸出時・技術の提供時から少なくとも7年間保存すること」と規定されている。
- B 外為法第55条の10第1項の経済産業大臣が定める「輸出者等遵守基準」とは、外為法等遵守事項のことである。
- C 外為法等遵守事項では、「組織を代表する者を輸出管理の最高責任者とし、輸出管理に関する業務分担及び責任範囲を明確にすること」と規定されている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

＜問題5＞

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

(参照条文)

輸出令別表第1の12の項

	貨物
12	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの (1)潜水艇(1及び15の項の中欄に掲げるものを除く。) (2)船舶の部分品又は附属装置(1及び15の項の中欄に掲げるものを除く。) (3)水中から物体を回収するための装置 (4)水中用の照明装置 (5)水中用のロボット(2及び6の項の中欄に掲げるものを除く。) (6)大気から遮断された状態で使用することができる動力装置 (7)回流水槽 (8)浮力材 (9)閉鎖回路式又は半閉鎖回路式の自給式潜水用具 (10)音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置

- A 輸出令別表第1の12の項(5)に該当する水中用ロボット専用開発されたボルト・ナット単体は、輸出令別表第1の12の項(5)に該当する。
- B 輸出令別表第1の15の項に該当する潜水艇は、輸出令別表第1の12の項(1)にも該当する。
- C 輸出令別表第1の12の項(8)に該当する浮力材であっても、総価額が100万円以下で、米国に輸出する場合は、少額特例が適用できる。なお、輸出令別表第1の12の項(8)は告示貨物ではない。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題6>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。なお、AからCの提供する技術は、全て使用の技術にあたるものとする。

(参照条文)

外為令別表の7の項

	技 術
7	(1)輸出令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (2)輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (3)集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)及び4の項の中欄に掲げるものを除く。) (4)超電導材料を用いた装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)に掲げるものを除く。) (5)電子管又は半導体素子の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)に掲げるものを除く。)

- A 輸出令別表第1の7の項(9)に該当するサンプリングオシロスコープを使用するためのソフトウェアは、外為令別表の7の項に該当する。
- B 輸出令別表第1の7の項(13)に該当する周波数分析器の取扱説明書は、外為令別表の7の項に該当する。
- C 輸出令別表第1の7の項(14)に該当するネットワークアナライザの取扱説明書は、外為令別表の7の項に該当しない。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題7>

AからCのうち、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、来月、米国にあるメーカーYにリスト規制に該当する製品αの「パイロット生産計画」「レイアウト」に関する技術書類を提供する予定である。この場合、「製造」の技術で該非判定を行う必要がある。
- B 本邦にあるメーカーXは、来月、米国にあるメーカーYにリスト規制に該当する製品αの「修理」「分解修理」に関する技術書類を提供する予定である。この場合、「使用」の技術で、該非判定を行う必要がある。
- C 本邦にあるメーカーXは、来月、米国にあるメーカーYにリスト規制に該当する製品αの「検査」「品質保証」に関する技術書類を提供する予定である。この場合、「製造」の技術で、該非判定を行う必要がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

＜問題 8＞

AからCのうち、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

(参照条文)

輸出令別表第 1 3の2の項 (2) 5	凍結乾燥器	貨物等省令 第 2 条の 2 第 2 項 第五号	凍結乾燥器であって、次のイ及びロに該当するもの イ 24時間につき10キログラム以上1,000キログラム未満の氷を作る能力を有するもの ロ 蒸気又はガスにより内部の滅菌をすることができるもの
-------------------------------------	--------------	---	--

- A 輸出令別表第 1 の 3 の 2 の 項 (2) 5 に該当する凍結乾燥器専用の液晶表示装置単体は、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の 項 (2) 5 に該当する。
- B 蒸気又はガスにより内部の滅菌をすることができない凍結乾燥機は、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の 項 (2) 5 に該当しない。
- C 24時間につき1,000キログラム以上の氷を作る能力を有する凍結乾燥機は、輸出令別表第 1 の 3 の 2 の 項 (2) 5 に該当する。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個

<問題9>

AからCのうち、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。なお、本邦にある大学は、いずれも個人に技術を提供するものとする。

- A 本邦にある大学が、来日後5ヶ月の外国人留学生に外為令別表の9の項に該当する製造技術を提供する場合、役務取引許可を取得する必要がある。
- B 本邦にある大学が、採用した米国人職員（来日後3ヶ月）に外為令別表の9の項に該当する製造技術を提供する場合、役務取引許可を取得する必要がある。
- C 本邦にある大学が、来日後7ヶ月の外国人留学生に外為令別表の9の項に該当する製造技術を提供する場合、役務取引許可を取得する必要がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題10>

事前相談手続通達に基づき、東京にあるメーカーがリスト規制該当貨物をイラクに輸出する場合、輸出許可申請に先立ち相談を希望する際の、正しい相談先を1つ選びなさい。

1. 東京税関に相談する。
2. 関東経済産業局に相談する
3. 経済産業省の安全保障貿易審査課に相談する。

<問題 1 1 >

AからCのうち、外為法等遵守事項の資料管理に関して、正しい説明は、いくつあるか答えなさい。なお、輸出先の用途は全て民生用途とする。

- A 本邦にあるメーカーXは、少額特例を適用して、英国にあるメーカーYに告示貨物に該当する貨物 α を輸出した。この場合、貨物 α の輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも7年間保存する必要がある。
- B 本邦にあるメーカーXは、一般包括許可を取得して、米国にあるメーカーYに輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貨物 α を輸出した。この場合、輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも7年間保存する必要がある。
- C 本邦にあるメーカーXは、マレーシアにあるメーカーYに貨物 α (輸出令別表第1の16の項該当)を注文したところ、貨物 β (輸出令別表第1の1の項には該当しない)が誤って送られてきた。メーカーXが、貨物 β をメーカーYに特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可による返送に係る輸出をした場合、貨物 β の輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも7年間保存する必要がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 1 2>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

(条件)

- ①本邦にある貿易会社Xは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得している。
- ②需要者は英国にあるメーカーYで、用途は家電の製造である。

- A 貿易会社Xは、契約に基づき輸出令別表第1の14の項（7）に該当するロボット（総価額90万円）をメーカーYに輸出する場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することができる。
- B 貿易会社Xは、契約に基づき輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号装置（総価額90万円）をメーカーYに輸出する場合、少額特例を適用して輸出することもできるし、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することもできる。なお、輸出令別表第1の9の項（7）は、告示貨物ではない。
- C 貿易会社Xは、契約に基づき輸出令別表第1の15の項（2）に該当する電波吸収材（総価額90万円）をメーカーYに輸出する場合、少額特例も特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可も適用できないので、個別の輸出許可を取得して輸出する必要がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 13>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にあるメーカーXが、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路を米国に輸出して、ストック販売をする際、予定される需要者及び一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要がある。
- B 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号通信装置をタイの警察に輸出し、デモ隊の鎮圧に使用すると連絡を受けている場合、「届出」は必要である。
- C 本邦にあるメーカーXが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路を台湾に輸出して、ストック販売をする際、予定される需要者及び特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要はない。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 14>

AからCのうち、外為法第69条の6の罰金について、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 輸出令別表第1の2の項(12)に該当する貨物(価格400万円)を無許可で中国に輸出した者の罰金は、3,000万円以下である。
- B 輸出令別表第1の6の項(2)に該当する貨物(価格500万円)を無許可で中国に輸出した者の罰金は、2,500万円以下である。
- C 輸出令別表第1の1の項(11)に該当する貨物(価格50万円)を無許可で中国に輸出した者の罰金は、2,000万円以下である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

(参照条文)

輸出令第14条

(核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい貨物)

第14条 法第69条の6第2項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第1の1の項((5)、(6)及び(10)から(12)までを除く。)及び同表の2から4までの項の中欄に掲げる貨物(核兵器等を除く。)とする。

＜問題 15＞

役務通達用語の解釈にある「基礎科学分野の研究活動」について、正しいものを1つ選びなさい。

基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を（ A ）とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、（ B ）の設計又は製造を目的としないものをいう。

1. （A）には、「基本」が入る。（B）には、「核兵器等又は通常兵器」が入る。
2. （A）には、「主目的」が入る。（B）には、「特定の製品」が入る。
3. （A）には、「基本」が入る。（B）には、「工業製品」が入る。

<問題16>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 外為法第25条第1項の無許可違反を行った場合、外為法に基づく行政制裁の規定は、外為法第25条の2第1項に規定されている。
- B 外為法第25条第4項の無許可違反をした場合、外為法に基づく行政制裁の規定は、外為法第69条の6第1項に規定されている。
- C 外為法第48条第1項の無許可違反をした場合、外為法に基づく行政制裁の規定は、外為法第72条第1項に規定されている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題17>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xの香港支店は、輸出令別表第1の1の項（11）に該当する軍用ヘルメットを米国にあるメーカーYより購入し、フィリピンにある警察に売却する予定である。当該軍用ヘルメットは、メーカーYよりフィリピンの警察に直接輸出される。フィリピンの警察の用途は、大統領の警護であっても貿易会社Xは仲介貿易取引許可申請が必要である。
- B 本邦にある貿易会社Xの香港現地法人は、輸出令別表第1の1の項（11）に該当する軍用ヘルメットを米国にあるメーカーYより購入し、フィリピンにある警察に売却する予定である。当該軍用ヘルメットは、メーカーYよりフィリピンの警察に直接輸出される。フィリピンの警察の用途は、大統領の警護であっても貿易会社Xは仲介貿易取引許可申請が必要である。
- C 本邦にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の1の項（11）に該当する軍用ヘルメットを米国にあるメーカーYより購入し、フィリピンにある警察に売却する予定である。当該軍用ヘルメットは、メーカーYよりフィリピンの警察に直接輸出される。フィリピンの警察の用途は、大統領の警護であっても貿易会社Xは仲介貿易取引許可申請が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 18>

貿易外省令第9条第2項第十四号ハで規定されている経済産業大臣告示について、正しいものを1つ選びなさい。

**(参照条文) 貿易外省令第9条第2項第十四号ハ
輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)
と同時に提供される当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムで
あって、いかなる形でもソースコードが提供されないものを提供する取引**

1. 技術仲介おそれ告示
2. 使用技術告示
3. 核兵器等開発等告示

<問題19>

外為法第25条第4項の仲介貿易取引の規制対象について、正しいものを1つ選びなさい。

1. 外国相互間の貨物の移動を伴う売買、貸借又は贈与の当時、いまだ製造されていない「貨物」は、規制対象とはならない。
2. 外国相互間の貨物の移動を伴う売買、貸借又は贈与の取次ぎを行うことは、規制対象とはならない。
3. 外国相互間の売買、貸借又は贈与の対象となる貨物が、輸出令別表第1の1の項から15の項に該当する貨物の場合、船積地域と仕向地のいずれもが輸出令別表第3に掲げる地域以外であって、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして、仲介貿易取引おそれ省令で定める要件に該当し、または、経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合に、経済産業大臣の許可が必要である。

<問題20>

EAR に関して、中国等の D:1 国群（北朝鮮を除く。）向けの輸出又は再輸出に適用可能な許可例外を 1 つ選びなさい。

1. TSR
2. CIV
3. GBS

<問題21>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

本邦にある大学Xは、米国にある製薬会社Yと、抗がん剤の共同開発契約に基づき、同大学で所有しているスーパーコンピュータ（輸出令別表第1の8の項に該当）を製薬会社Yの開発チームにリモートアクセスさせる予定である。そのため、事前に操作マニュアル（外為令別表の8の項に該当）を開発チームに提供する予定であるが、操作マニュアルは、スーパーコンピュータを購入すれば、誰でも入手できるものであるから、公知の技術といえるので、大学Xは、提供に際して役務取引許可は不要である。

＜問題 2 2＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

本邦にあるメーカーXの営業部長は、オーストラリアにあるメーカーYに来週、輸出令別表第1の3の項(2)に該当するポンプ1セットをサンプルとして持ち出し、一週間後、持ち帰る予定である。この場合、当該ポンプは、輸出令別表第6の「携帯品」又は「職業用具」にあたるので、メーカーXは、輸出許可は不要である。

(参考条文)

別表第6 (第4条関係)

一時的に出国する者及び一時的に入国して出国する者	一 携帯品 二 職業用具
永住の目的をもって出国する者(一時的に入国して出国する者を除く。)	一 携帯品 二 職業用具 三 引越荷物
船舶又は航空機の乗組員	本人の私用に供すると認められる貨物

<問題23>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

キャッチオール規制では、需要者は法人単位で考慮することを原則とし、行政機関である場合には、原則として行政機関単位で判断する。

<問題24>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

規制品目分類番号(ECCN)の2桁目の英記号は品目の形態を表しており、「A」の場合は、装置・アセンブリ等を表し、「C」の場合は、ソフトウェアを表す。

＜問題 25＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

Entity List には、当該 Entity List 掲載者へ EAR 規制対象品目を輸出・再輸出又は国内移転する場合に規制対象となる品目が規定されており、この規制対象品目を当該 Entity List 掲載者に再輸出する場合には、用途に係わらず BIS の許可が必要である。

2019年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第10回)

(STC Advanced)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
核兵器等開発等告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
技術仲介おそれ告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第六号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
事前相談手続通達	特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規定の届出等について」の（別紙1）に記載されている。
運用通達の10%ルール	「輸出貿易管理令の運用について」1-1（7）（イ）